

# 自動車点検基準が見直されました

## 法律の改正により点検項目が追加となりました

平成27年7月1日に道路運送車両の保安基準が改正されたことに伴い、「自動車点検基準（国土交通省令）」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き（国土交通省告示）」が改正され、同日、施行されました。

この改正により、該当する装置が装着されている自動車については当該装置の点検が必要となります。また、現在使用している自家用貨物車等・別表第5及び二輪自動車・別表第7の点検整備記録簿（認証、指定にかかわらず）の様式が変更となるため、お手元にある記録簿を使用する場合は下記の通り対応いただきますようお願いいたします。

### 自動車点検基準の改正概要

#### （1）自家用貨物車等（別表第5関係）

- ① 公害防止対策として大型特殊自動車の12か月の点検項目に「ブローバイ・ガス還元装置」の点検が追加。

#### （2）二輪自動車（別表第7関係）

- ① ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の保安基準に示される、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関する基準について、二輪自動車が追加。
- ② 公害防止対策として2年の点検項目に「燃料蒸発ガス排出抑止装置」の点検が追加。

#### 【注 意】

今般の改正により、該当する装置（大型特殊自動車のブローバイ・ガス還元装置、二輪自動車の燃料蒸発ガス排出抑止装置）が装着されている使用過程車についても当該装置の点検が必要になりますのでご注意ください。

### 現行記録簿の使用方法

- ◇自家用貨物車等 ●頁を参照に内容を訂正し、ご使用ください。
- ◇二輪自動車 ●頁を参照にその他の点検項目の欄に追加になった項目を記入しご使用ください。

※組合窓口に訂正用の訂正用のゴム印を置いていますのでご活用ください。

# 現行記録簿の使用法

## 自家用貨物車等・別表第5

点検結果及び整備の概要		分解整備記録簿		使用者の氏名又は名称		自動車登録番号又は車両番号又は車台番号									
点検良好	交換	調整	清掃	省略	住所										
分解	修理	補付	追加	訂正											
点検の結果及び整備の概要				(定期点検用点検整備記録簿写)											
(☆は6か月4,000km以下、★は12か月8,000km以下の走行距離によって省略できる項目)				6 ( ) か月定期点検整備											
<b>■ エンジン・ルーム点検</b> パワー・ステアリング・ベルトの緩み、損傷 パワー・ステアリングのオイルの漏れ パワー・ステアリングのオイルの量 パワー・ステアリングの取付けの緩み ブレーキ液の量 クラッチ液の量 ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可) △点火時期 △ディストリビューターのキャップの状態 バッテリーのターミナル部の緩み、腐食 電気配線の接続部の緩み、損傷 低速、加速の状態 排気ガスの色 CO、HCの濃度 ☆エアクリナー・エレメン / エアクリナーのオイルの汚れ、詰まり、損傷 (大型特殊のみ) 燃料漏れ ファン・ベルトの緩み、損傷 冷却水の漏れ △メーターリング・バルブの状態 △ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 △燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷 △燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの機能 △チャコール・キャニスタの話まり、損傷 △触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷 △二次空気供給装置の機能 △排気ガス再循環装置の機能 △減速時排気ガス減少装置の機能 △一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態				<b>■ 室内点検</b> ハンドルの操作具合 / ハンドルの遊び、かた ▲ブレーキ・ペダル / ▲ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの戻り具合とのすき間 ▲ブレーキの効き具合 ▲パーキング・ブレーキレバーの引きしろ (ホイール・パークの作動) ▲パーキング・ブレーキの効き具合 クラッチペダルの / クラッチペダルの切れたときの戻り具合とのすき間 クラッチの作用 ◎シート・ベルトの損傷、作用 / ホーンの作用 ウィパの作用 / ウインド・ウォッシャーの作用 テフロスタの作用 ハンドル・ロック装置の作用				センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷 二重安全ブレーキ機構の機能 ☆タイヤの空気圧 / ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 / ☆スベアタイヤの空気圧 ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み フロント・ホイール・ベアリングのがた リヤ・ホイール・ベアリングのがた リーフ・スプリングの損傷 リーフ・スプリング・スプリング・ブラケットの取付けの緩み、損傷 / リーフ・スプリング・トルク・ロッドの連結部のがた コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、かた / コイル・サスペンション・ジョック・アプゾーバの損傷、オイルの漏れ				<b>その他の点検項目</b> 交換部品等 数量 エンジン・オイル オイル・フィルタ LLC (ロング・ライフ・クーラント) ブレーキ・フルード ※別添の通り メンテナンスに関するアドバイス			
<b>■ 足廻り点検</b> △ホイール・ライメント プレーキ・ディスク・シリンダの / プレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷 プレーキ・ディスク・キャリパの / プレーキ・絶力装置の機能、摩耗、損傷 エアクリナーの詰まり プレーキ・油圧装置の油圧、空気、チェック・バルブ、リレー・バルブの機能 プレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能 エア・タンクの凝水 エアコンプレッサの機能 / フレッシュ・レギュレータ、アンロード・バルブの機能 プレーキ・ドラムとライニングとのすき間 プレーキ・シューの摺動部分、ライニングの摩耗 プレーキ・ドラムの摩耗、損傷 プレーキ・ディスクとパッドとのすき間 プレーキ・パッドの摩耗 プレーキ・ディスクの摩耗、損傷 センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 センタ・ブレーキのライニングの摩耗				<b>■ 下廻り点検</b> ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み ステアリングのロッド・アーム類の緩み、かた、損傷 ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷 ステアリング・ナックルの連結部のがた ブレーキ・ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態 ☆トランスミッション / ☆トランスミッション・オイルの量 ☆トランスファのオイルの量 / ☆トランスファのオイルの量 ☆プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂、損傷 プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト / プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト・ユニバーサル・ジョイント部のがた / ユニバーサル・ジョイント部のがた プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた ☆ディファレンシャルの / ☆ディファレンシャルのオイルの量 ☆エキースト・パイプ、マフラ / ☆エキースト・パイプの取付けの緩み、損傷、腐食 / ☆マフラの機能 エンジン・オイルの漏れ シャシ各部の給油脂状態 <b>■ 外廻り点検</b> フレーム、ボデーの緩み、損傷											
●CO、HC濃度 (アイドリング時) CO % HC ppm		●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上) 前輪 左 mm 右 mm 後輪 左 mm 右 mm ●ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ 前輪 左 mm 右 mm 後輪 左 mm 右 mm		事業場名、所在地、認証番号		点検年月日 年 月 日 整備完了年月日 年 月 日		整備主任者の氏名 点検(整備)時の総走行距離 km							

△印の点検は、大型特殊で省略できる項目：▲印の点検は、大型特殊の場合12か月点検のみで実施：◎印の点検は、レンタカーに限る項目。(不許複製)

大型特殊の点検項目に追加されたため、△を二重線で消し、点検を実施してください。

### 拡大図

- △ メーターリング・バルブの状態
- △ ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷

自家用貨物車等・別表第5  
1年簡保存  
事業場控

# 二輪自動車・別表第7

分解整備記録簿 (定期点検用点検整備記録簿)				使用者の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検の結果及び整備の概要 <small>(☆印は1年1,000km以下の走行距離によって省略できる項目)</small>				住所	
<b>■エンジン点検</b> ☆スパーク・プラグの状態 <small>(白金プラグ、イリジウム・プラグは点検省略可)</small> 点火時期 低速、加速の状態 排気ガスの色 CO、HCの濃度 ☆エアクリーナエレメントの汚れ、詰まり、損傷 エンジン・オイルの漏れ 燃料漏れ 燃料装置のリンク機構の状態 スロットル・バルブ、チョーク・バルブの作動状態 冷却水の漏れ ○フローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 ○二次空気供給装置の機能 ○一酸化炭素等発酵防止装置の配管の損傷、取付状態 エキゾーストパイプ、マフラの取付けの緩み、損傷、腐食 ○マフラの機能 <b>■動力伝達装置点検</b> クラッチ・レバーの遊び クラッチの作用 ☆トランスミッションのオイルの漏れ、量 プロペラシャフト、ドライブシャフトのジョイント部のかた チェーンの緩み スプロケットの取付状態、摩耗		☆ドライブ・ベルトの摩耗、損傷 <b>■ステアリング装置点検</b> ハンドルの操作具合 フロント・フォークの損傷 ステアリング・ステムの取付状態 ステアリング・ステムの軸受部のかた <b>■ブレーキ装置点検</b> ブレーキ・ペダルの遊び ブレーキ・レバーの遊び ブレーキの効き具合 ロッド、ケーブル類の緩み、かた、損傷 ブレーキ・ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態 ブレーキ・マスター・シリンダの液漏れ ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷 ブレーキ・ディスク・キャリパの液漏れ ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷 ☆ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 ☆ブレーキ・シューの摺動部分、ライニングの摩耗 ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷 ☆ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗 ブレーキ・ディスクの摩耗、損傷		<b>■足廻り点検</b> ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み ☆フロント・ホイール・ベアリングのかた ☆リヤ・ホイール・ベアリングのかた サスペンション・アームの連結部のかた サスペンション・アームの損傷 ショック・アブソーバの損傷、オイルの漏れ <b>■電気・附属装置等点検</b> バッテリーのターミナル部の緩み、腐食 電気配線の接続部の緩み、損傷 フレームの緩み、損傷 シャシ各部の給油脂状態 <b>■その他の点検項目</b> ◎エンジンのかかり具合、異音 ◎エンジンのオイルの汚れ、量 ◎エンジンの弁すき間 ◎キャブレタの同調 ※1年点検においてCO、HCの濃度を測定しない場合は○、◎印を付記した点検項目を実施する。 ※2年点検においてCO、HCの濃度を測定しない場合は◎印を付記した点検項目を実施する。	その他の点検項目 交換部品等 エンジン・オイル オイル・フィルタ LLC (ロングライフ・クーラント) ブレーキ・フルード ※別添の通り メンテナンスに関するアドバイス
●CO、HC濃度 <small>(アイドリング時)</small> CO % HC ppm	●タイヤの溝の深さ <small>(0.8mm以上)</small> 前検 mm 後検 mm ●ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ 前検 mm 後検 mm	事業場名、所在地、認証番号	点検年月日 年 月 日 整備完了年月日 年 月 日	整備主任者の氏名 点検(整備)時の総走行距離 km <small>(不許複製)</small>	二輪自動車・別表第7 国一年間保存 事業場控

その他の点検項目の欄に追加になった項目を記入し、点検を実施してください。

## その他の点検項目

<b>■エンジン点検</b> <input type="checkbox"/> 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 <input type="checkbox"/> チャコール・キャニスタの詰まり、損傷 <input type="checkbox"/> 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能
--

# 変更部分 (変更箇所のみ抜粋)

別表第5 (家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

u003e

改正後		改正前	
点検時期	6月ごと	点検時期	6月ごと
点検箇所	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	点検箇所	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)		12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
	1 メターリンゼ・バルブの状態 2 配管の損傷		<u>(※1)</u> 1 メターリンゼ・バルブの状態 <u>(※1)</u> 2 配管の損傷

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

(注) (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあっては、行わなくてもよい。

改正後		改正前	
点検時期	1年ごと	点検時期	1年ごと
点検箇所	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	点検箇所	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
	2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)		2年ごと (1年ごとの点検に次の点検を加えたもの)
	1 配管等の損傷 2 チヤコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能		<u>(新設)</u>